

令和6年（2024年）8月20日

報道機関 各位

枚方市提供

## 「令和6年度住民税非課税世帯等に対する給付金」の誤給付について

令和6年度住民税非課税世帯等に対する給付金（以下「給付金」という）について、誤給付が発生しましたので、下記のとおり報告するものです。

今後、このような事案が発生しないよう、再発防止に取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 事実把握日

令和6年（2024年）7月25日（木）

#### 2. 事案の概要

本給付金は、令和6年度に新たに住民税非課税世帯や住民税均等割のみ課税となる世帯が対象となっており、課税世帯や令和5年度に同様の給付金の支給対象であった世帯は本給付金の支給対象外となっておりますが、対象外である11世帯に対し、誤って本給付金を支給したものです。

#### 3. 経緯

7月25日（木）に本給付金を支給した方から問い合わせがあり、本来支給対象とはならない令和5年度に他市において同様の給付金を受給していた方に支給していた事が判明したため、他に同様のケースがないか調査を行いました。その結果、本給付金の支給対象の抽出作業に誤りがあり、支給対象となるか未把握の1月2日以降に本市に転入された60世帯に対し誤って支給要件確認書（以下「確認書」という）を送付していたことがわかりました。このうち、すでに本給付金を支給した18世帯のうち11世帯について、本給付金の支給対象外であることが確認されたため、誤給付であったことが判明したものです。

なお、残りの42世帯についても、現在、調査を行っており、支給対象の世帯については、速やかに支給に向けた手続を進めてまいります。

#### 4. 誤支給世帯数及び金額

- ・誤支給世帯数：11世帯
- ・誤支給金額：1,100,000円（1世帯当たりの支給額：10万円）

#### 5. 発生原因

本給付金の対象者の抽出にあたり、本市で把握している課税情報や昨年度の給付金の給付情報等を基に、本給付金の支給対象と見込まれる世帯を抽出して確認書を送付しました。その際、令和6年1月2日以降に本市に転入した世帯については、給付金の受給状況や課税状況を本市では確認ができないことから、確認書を送付せず、対象者から申請書の提出を受け、前住居地

の自治体へ調査を行った上で、本給付金の支給を行う取り扱いとしました。

委託業者からは、令和6年1月2日以降に転入した世帯は全て確認書の発行の対象外である旨の説明を受けていたため、確認書を返送してこられる世帯については、給付金の支給対象として事前に把握している世帯であるとの認識があり、それが誤支給につながったものと考えております。

なお、委託業者には、今回のケース以外に確認書の誤送付が発生しないか、システムの再確認を行うよう指示し、委託業者から問題がなかった旨の報告を受けております。

## 6. 今後の対応

本給付金の誤給付を行った11世帯については、個別に電話で謝罪するとともに経緯及び返還について説明を行いました。あわせて、謝罪文書を送らせていただくとともに、本給付金の返還についてのお願いをさせていただいております。

また、それ以外の確認書を送付した42世帯については、文書により謝罪と経緯の説明を行います。

## 7. 再発防止の取り組み

委託業者に対し、本業務で運用しているシステム等において、対象者の抽出要件の確認を行う際には、システム開発業者と十分に意思疎通を図り、システムの仕様や対応できる機能の範囲などを把握し確認のうえ、市と十分な協議を行いながら業務に対応するよう指示を行いました。

さらに、システムだけでなく業務全般にわたり、常に細心の注意を図りながら、対応を行うようあらためて委託業者に指示を行いました。

本市においても、作業内容等の確認を徹底するなど再発防止に取り組みます。

### 【参考：本給付金の支給要件】

基準日（令和6年6月3日）で枚方市に住民登録があり、世帯全員が令和6年度に新たに住民税非課税世帯となる世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯

〔給付対象外〕

- ・令和5年度住民税非課税世帯への給付金または住民税均等割のみ課税世帯への給付金の対象となっていた世帯（未申請や給付金を辞退した世帯を含みます）
- ・住民税が課税されている人（子・親など）の扶養親族のみで構成されている世帯
- ・すでに他市区町村で同様の給付金を受給した世帯または当該世帯の世帯主であった人を含む世帯 など。

<問い合わせ>

健康福祉部 臨時給付金課

電話 072-841-1221

（内線 3966）